

平成30年第5回弥彦村議会（9月）定例会

議事日程（第5号）

平成30年9月18日（火曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第49号 弥彦村情報公開条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第50号 弥彦村村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第51号 弥彦村商業施設の誘致及び利用促進に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第52号 平成30年度弥彦村一般会計補正予算（第4号）のうち、歳入及び歳出の第1款議会費、第2款総務費、第3款民生費第2項児童福祉費、第10款教育費、第12款公債費、第14款予備費、第2条地方債の補正
- 日程第 5 請願第 1号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する請願
(以上5案件 総務文教常任委員長報告)
- 日程第 6 議案第52号 平成30年度弥彦村一般会計補正予算（第4号）のうち、歳出の第3款民生費第1項社会福祉費、第4款衛生費、第7款商工費、第8款土木費、第11款災害復旧費
- 日程第 7 議案第53号 平成30年度弥彦村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第54号 平成30年度弥彦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第55号 平成30年度弥彦村介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第58号 燕・弥彦総合事務組合の共同処理する事務の変更及び燕・弥彦総合事務組合同規約の変更について
(以上5案件 厚生産業常任委員長報告)
- 日程第11 議案第56号 平成30年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第3号）
(以上1案件 競輪特別委員長報告)
- 日程第12 発委第 1号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書
- 日程第13 議員派遣の件について
- 日程第14 議会運営委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）の調査について
- 日程第15 総務文教常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査について
- 日程第16 厚生産業常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	本	多	啓	三	さん	2番	板	倉	恵	一	さん
3番	田	中	満	男	さん	4番	柏	木	文	男	さん
5番	安	達	丈	夫	さん	6番	本	多	隆	峰	さん
7番	小	熊		正	さん	8番	花	井	温	郎	さん
9番	赤	川	幸	子	さん	10番	武	石	雅	之	さん

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	小	林	豊	彦	さん	教育長	林		順	一	さん
総務課長	山	岸	喜	一	さん	税務課長	水	澤	正	一	さん
住民課長	伊	藤	和	恵	さん	福祉保健課長	三	富	浩	子	さん
農業振興課長	志	田		馨	さん	観光商工課長	高	橋	信	弘	さん
建設企業課長	丸	山	栄	一	さん	教育課長	小	森	順	一	さん
会計管理者	石	塚		豊	さん	公営競技事務所長	高	島	大	介	さん

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局	笹	岡	正	夫		書記	春	日	史	子	
-------	---	---	---	---	--	----	---	---	---	---	--

◎開議の宣告

○議長（武石雅之さん） おはようございます。

これより平成30年第5回弥彦村議会9月定例会を再開いたします。

現在の出席議員は10名全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（武石雅之さん） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご協力をお願いいたします。

◎総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（武石雅之さん） 最初に、日程第1、議案第49号 弥彦村情報公開条例の一部を改正する条例についてから、日程第5、請願第1号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を認める意見書」の採択に関する請願までの条例3案件、補正予算1案件、請願1案件を一括して議題といたします。

以上の5案件につきましては、総務文教常任委員会に審査を願っておりますので、委員長から審査結果についてご報告をお願いいたします。

本多隆峰総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（本多隆峰さん） 平成30年第5回9月定例会総務文教常任委員会審査報告。

本委員会は、9月定例会において付託された議案を審査するため、去る9月11日午前10時から委員会室において開催いたしました。

主なものについてご報告いたします。

出席委員は5名全員であります。

説明のため出席した者、村長、教育長、所管の課長及び担当職員であります。

委員会事務のため出席した者、議会事務局長及び書記であります。

本委員会に付託された議案は、条例改正及び制定3案件、補正予算1案件、請願1案件であります。

委員長開会宣言、村長挨拶の後、付託された5案件につきましては、初日に提案説明及び趣旨説明が行われておりましたので、早速審査に入りました。

なお、本委員会は委員外議員の発言があったことを申し添えます。

最初に、条例改正及び条例制定の3案件についての審査では、商業施設の誘致利用促進条例の運用で対象となる全従業員に占める村民雇用の割合が10分の1を下回った場合、または5年間の報告義務を怠った場合の取り扱いはとの質疑に、村民の雇用割合が10分の1の基準要件を常に把

握することは難しいが、これが判明した場合は基準に該当するよう指導し、即座に指定の取り消しはしない。また、報告義務の不履行の件についても提出を指導し、1年間提出しなかった場合は、優遇措置を打ち切るとの答弁でした。

そのほかに質疑、討論ともなく村長の提案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、平成30年度一般会計補正予算1案件についての審査では、歳入の地方交付税5,305万5,000円増額の要因と内容はどの質疑に、地方交付税増額の要因は国が重点を置いて配分した障害児保育に積極的に取り組んだことと、高齢者福祉部門の介護サービス受給者数の増加が主な要因であるとの答弁でした。

総務費一般管理費の臨時職員賃金250万円については、いつから雇用し、どこに配属となっているのかとの質疑に、8月1日から税務課で勤務いただいております、税務署のOBの方で税務関係に大変詳しい方であるとの答弁でした。

そのほかに質疑、討論ともなく村長提案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、請願1案件の審査では、質疑、討論ともなく、採択することに決定し、最終日に意見書を発案することといたしました。

次に、付託案件外について、ふるさと納税について総務省が高価な返礼品をそろえて寄附金を奪い合う状況があるとして、見直しを検討しているとのことであるが、弥彦村の返礼品の内容を見直す考えはあるのかとの質問に、現状のふるさと納税の見直し論議の発端となったある自治体の136億円は行き過ぎであるが、法律違反でない限り首長の判断でやっていいと思っている。余り大きく変える必要はないと思っているが、これから検討していきたいとの答弁でした。

ふるさと納税で弥彦村民が村外の自治体に寄附した年度別の件数と金額はどれくらいか、また寄附した自治体名はどの質問に、平成28年分は58名で277万7,616円、平成29年分は54名で282万4,500円であり、寄附先の自治体までは把握していないとの答弁でした。

ふるさと納税額から返礼品など、必要経費を差し引いた実質的な寄附額は33%にとどまっている。今後もこの制度は続いていくと考えているか。また、収入のあり方として適正なものかとの質問に、この制度が今後も存続するかはわからないし、政府が決めることであるが、自治体の新たな財源として定着しており、政府も簡単に廃止できないと考えている。ふるさと納税の原点の一つに産業振興もあり、33%は適正な額だと思っているとの答弁でした。

今年の夏は大変暑かったが、小・中学校で授業やプールなどで熱中症になった児童・生徒はいなかったのか。また、その対策はどの質問に、中学校で夏休み前に運動会の練習が終わった後にぐあいが悪くなった生徒が2人いた。保護者に連絡して医者に行ってもらったが、軽症であり、寝不足も要因の一つであった。小学校のプールでは、特に報告は受けていない。燈籠まつりの子どもたるみこしは、距離を短くしたが、小学生で3人、中学生で2人が軽度の熱中症状が出た。待機していた保健師の処置で持ち直し、最後までみんなと一緒に参加したという報告を受けているとの答弁でした。

矢作駅前の歩道未整備区間の進捗状況と今後の見通しはどの質問に、この案件には多くの地権

者が関係しており、その相続も終わっていないため手続が難航している。職員の力だけでは限界があるため、専門家に依頼する予定である。司法書士などをお願いして実現させたいとの答弁でした。

猛暑の夏であったが、小・中学校のエアコンの設置状況と児童・生徒の状況はどうであったのか。また、小学校はなぜ低学年棟のほうから先に設置しないのかとの質問に、中学校の普通教室全部と食堂に設置している。小学校のほうは一部特別教室のみであり、普通教室には設置していない。ただし、現在高学年棟の工事に合わせて空調を設置しているが、エアコンだけ前倒しすることも検討している。子供の健康状態には問題はない。また、高学年棟から設置するのは、恩恵を受ける期間が短いことからではないかとの答弁でした。

大阪北部地震でブロック塀が倒壊したことにより、児童が犠牲になったが、村内の通学路点検における危険なブロック塀があったのか。危険なブロック塀の撤去に2分の1の補助を出しているところがあるが、弥彦村ではどのようにするのかとの質問に、通学路の考え方はバス停からメイン道路までと考えているが、個々のブロック塀は目視点検であり、家の敷地内に立ち入ってまで調査は行っていない。撤去に係る補助金については、今のところ考えていないとの答弁でした。

障害者雇用に対する国の基準は2.5%であるが、弥彦村役場の障害者雇用の人数と雇用率はどの質問に、現在、臨時雇用を含めた2名である。1.37%で基準を下回っているが、今後の職員採用時に考慮していきたいとの答弁でした。

山形県飯豊町との災害協定は、1年後をめどに締結したいとの発言があったように記憶しているが、間違いないかとの質問に、先日、飯豊町長がお見えになられたとき、先方から1年後をめどに協定を重ね、協定を結びたいとの申し出があったので、了承したとの答弁でした。

以上が付託案件外の主な審査内容でした。

なお、最後に、会期外の所管事項調査について、最終日の本会議で、議長に対し継続調査の申し入れをすることといたしました。

本委員会の閉会時間は11時13分でした。

報告は以上であります。

平成30年9月11日、総務文教常任委員長、本多隆峰。

弥彦村議会議長、武石雅之様。

以上であります。

○議長（武石雅之さん） ただいま委員長から審査結果についてご報告がありましたが、他の委員から補足説明はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（武石雅之さん） 補足説明なしと認めます。

ただいま議題となっております5案件に対する委員長の報告は、いずれも可決並びに採択であります。

お諮りいたします。

これより、5 案件を条例、補正予算、請願に区分して採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（武石雅之さん） 異議なしと認めます。

最初に、条例3 案件について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（武石雅之さん） 質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（武石雅之さん） 討論なしと認めます。

ただいま議題となっております条例3 案件につきましては、委員長の報告は可決であります。村長提案のとおり、可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武石雅之さん） 起立全員と認めます。

したがって、条例3 案件は、提案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、補正予算1 案件について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（武石雅之さん） 質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（武石雅之さん） 討論なしと認めます。

ただいま議題となっております補正予算1 案件につきましては、委員長報告は可決であります。村長提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武石雅之さん） 起立全員と認めます。

したがって、補正予算1 案件は、提案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、請願1 案件について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（武石雅之さん） 質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（武石雅之さん） 討論なしと認めます。

ただいま議題となっております請願1案件につきましては、委員長報告は採択であります。請願1案件について採択することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武石雅之さん） 起立全員と認めます。

したがって、請願1案件は、採択することに決定いたしました。

◎厚生産業常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（武石雅之さん） 次に、日程第6、議案第52号 平成30年度弥彦村一般会計補正予算（第4号）のうち、歳出の第3款民生費第1項社会福祉費、第4款衛生費、第7款商工費、第8款土木費、第11款災害復旧費から、日程第10、議案第58号 燕・弥彦総合事務組合の共同処理する事務の変更及び燕・弥彦総合事務組合規約の変更についてまでの補正予算4案件、規約変更1案件を一括して議題といたします。

以上5案件につきましては、厚生産業常任委員会に審査を願っておりますので、委員長から審査結果についてご報告をお願いいたします。

小熊正厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（小熊 正さん） 平成30年第5回9月定例会厚生産業常任委員会審査報告。

本委員会は、9月定例会において付託された議案を審査するため、去る9月11日午後1時30分から委員会室において開催いたしました。

主なものについてご報告いたします。

出席委員は5名全員及び議長であります。

説明のため出席した者、村長、所管の課長及び担当職員であります。

委員会事務のため出席した者、議会事務局長及び書記であります。

本委員会に付託された議案は、補正予算4案件、その他1案件であります。

委員長開会宣言、村長挨拶の後、付託された5案件につきましては、初日に提案説明が行われておりましたので、早速審査に入りました。

なお、本委員会は委員外議員の発言があったことを申し添えます。

最初に、補正予算4案件についての審査では、質疑、討論なく補正予算4案件につきましては、村長提案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、規約変更1案件についての審査では、質疑、討論なく規約変更1案件につきましては、村長提案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、付託案件外について、今回の台風によりオープンしてまだ5カ月のフードコートの屋根が飛んだ件について、工事した施工業者の責任ではないか、また村は検査を行ったのかとの質問

に、原因については設計業者、施工元の業者から報告を受けており、現在、修繕の準備をしている段階である。費用は施工元の業者が持つことになっている。検査については、設計業者、施工業者の立ち会いのもと行ったとの答弁でした。

専門的な知識や資格を持った人材を必要なときに雇用し、職員の補佐など有効に活用できるような人材バンクを弥彦村も確保してほしい。また、公共的な建物の検査については、専門の知識や経験を持った建築技師を委嘱などで配置してほしいとの要望がありました。

伊彌彦米の検査は適正を保つために、どのように行われているか。また、その検査に村としてどうかかわっているかとの質問に、伊彌彦米の定義は弥彦村の農家が生産する特別栽培米コシヒカリである。県認証を取得するためには、農家は作付面積や農薬等の使用計画を記載した計画書を県に提出し、その後、県の担当官が生産者と面談、確認を行う。村もその審査の場に立ち会い、県認証の基準を満たしているかどうかの確認をしている。また、県認証を示すシールについては、印刷できる量が面積に応じて限度があるため、不正に多く張って出荷することはできないと考えているとの答弁でした。

弥彦公園や大門町のトイレの清掃について、観光客が多くなる時期は回数をふやしたり、専門業者による清掃をしてほしいとの要望がありました。おもてなし広場の加工施設は9月ごろ開業という話であったが、どうなったかとの質問に、もう1社とは既に契約を終えており、9月分から賃貸料が入ることになっているとの答弁でした。

平成29年度の人件費及び物件費がふえているが、その要因は。また、人事異動が毎年大幅に行われているかとの質問に、物件費がふえた要因としては、ふるさと納税が伸びているための増である。人事異動については、村政を遂行するに当たって、最適な人員配置を行うためであり、将来のことを考えてのことであるとの答弁でした。

以上が付託案件外の審査内容でした。

なお、最後に会期外の所管事項調査について、最終日の本会議に議長に対して継続調査の申し入れをすることといたしました。

本委員会の閉会時刻は、午後2時15分でした。

報告は以上であります。

平成30年9月18日、厚生産業常任委員長、小熊正。

弥彦村議会議長、武石雅之様。

○議長（武石雅之さん） ただいま委員長から審査結果についてご報告がありましたが、他の委員から補足説明はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（武石雅之さん） 補足説明なしと認めます。

ただいま議題となっております5案件に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。

お諮りいたします。これより5案件を一般会計補正予算、特別会計補正予算、規約変更の3つに区分して採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（武石雅之さん） 異議なしと認めます。

最初に、一般会計補正予算 1 案件について、ご質疑があればこれを許します。
ご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（武石雅之さん） 質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（武石雅之さん） 討論なしと認めます。

ただいま議題となっております一般会計補正予算 1 案件につきましては、委員長の報告は可決
であります。村長提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武石雅之さん） 起立全員と認めます。

したがって、一般会計補正予算は提案のとおり可決することに決定いたしました。
次に、特別会計補正予算 3 案件について、ご質疑があればこれを許します。
ご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（武石雅之さん） 質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（武石雅之さん） 討論なしと認めます。

ただいま議題となっております特別会計補正予算 3 案件につきまして、委員長の報告は可決で
あります。村長提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武石雅之さん） 起立全員と認めます。

したがって、特別会計補正予算 3 案件は提案のとおり可決することに決定いたしました。
次に、規約変更 1 案件について、ご質疑があればこれを許します。
ご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（武石雅之さん） 質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（武石雅之さん） 討論なしと認めます。

ただいま議題となっております規約変更1案件につきまして、委員長の報告は可決であります。村長提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武石雅之さん） 起立全員と認めます。

したがって、規約変更は提案のとおり可決することに決定いたしました。

◎競輪特別委員長報告及び議案第56号修正案の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（武石雅之さん） 次に、日程第11、議案第56号 平成30年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案件につきましては、競輪特別委員会に審査を願っておりますので、委員長から審査結果についてご報告をお願いいたします。

安達競輪特別委員長。

○競輪特別委員長（安達丈夫さん） 平成30年第5回9月定例会競輪特別委員会審査報告。

本委員会は、9月定例会において付託された議案を審査するため、去る9月10日午前11時5分から委員会室において開催いたしました。

出席委員は10名、説明のため出席した者、村長、総務課長、公営競技事務所長、公営競技事務所参事。

委員会事務のため出席した者、議会事務局長及び書記でございます。

本委員会に付託された議案は、平成30年度補正予算（第3号）の1案件です。

委員長開会宣言、村長挨拶の後、付託された案件につきましては、初日に提案説明が行われておりましたので、早速審査に入りました。

平成29年度収益はどのくらいかという質疑に、平成29年度の収益は2億5,413万235円であり、一般会計へ7,000万円繰り出し、基金として1億8,000万円を積み立てたとの答弁でした。

委託料の補正について、具体的な委託内容はどのようなものかという質疑に、記念競輪のイベントや、臨時場外車券売り場の委託料であるとの答弁でした。

続いて、記念競輪のイベント委託業者はどこかという質疑に、株式会社新潟放送であるとの答弁でした。

施設整備設計監理委託について、プロポーザルを実施したとのことであるが、1社のみ参加のため、他の提案と比較することができないため、高くついたのではないかと。詳細を教えてくださいという質疑に、弥彦競輪場の全体のデザイン、ビッグレースのたびに仮設で対応してきた施設の恒久化、そして老朽化が進み計画的に改修していく必要がある施設についての設計監理も含めたものであるとの答弁でした。

プロポーザルを実施して期待するところは、競争により金額が下げられることにあるのではないかと。金額をどのように判断したのかという質疑に、今回のプロポーザルには2社から参加表明

があった。1社は最終的に参加辞退したが、もう1社には最後まで競争意識があったと考えるとの答弁でした。

プロポーザルを実施すれば、当然、予算より下がることを期待する。業者の選択時にはもっと厳しくあるべきではないかという指摘がありました。

それから、施設整備設計監理委託料は、今年度分と来年度分の工事の設計監理業務も含めての金額になるのかという質疑に、全体のデザインに当たるマスタープランの策定、それをもとにした実施設計、実際に工事が完了するまでの監理業務、全てを含めての委託料であるとの答弁でした。

施設整備設計監理業務委託業者の協力企業を開示してほしいという質疑に、請負社であるプラス・ワン・プランニングが総合プロデュースを行い、建築設計については株式会社ジール、デザインについては株式会社シーズ環境開発企画がそれぞれ担当しているとの答弁でした。

ほかに質疑、討論なく、採決に移りました。

採決では賛成5名となり、賛成多数と認め、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

続いて、付託案件外の審査に移り、担当所長から、平成30年度売上状況、ミッドナイト競輪の売上状況、平成30年度下半期開催日程及び弥彦競輪場宝光院側入場口付近の施設整備について、説明がありました。その後、質疑に入りました。

新観覧席の3階、4階の多目的室部分の広さはどのくらいかという質疑に、約250から300m²程度の広さを予定しており、競輪に特化しないイベント等の開催も計画したいとの答弁でした。

続いて、今年度3億円、来年度2億5,000万円、そのほかにも工事があるということであるが、全体でどのくらいになるのかという質問に、その他の部分については、セダーハウス等で約1億円、投票所等で約5,000万円、全体で7億円程度の工事費になるとの答弁でした。

約4,000万円で今回の実施設計、施工監理、全てを含むものと考えているのかという質疑に、予算の範囲内で全て実施するものであるとの答弁でした。

全体のデザイン料や施設の設計料など、個別に、また年度別の支払額はどのくらいになるのか、資料を示してほしいとの質疑に、後日、資料を提示するとの答弁でした。

今回、採決に反対した議員になぜ反対したのか理由を教えてくださいとの村長の問いに、施設が老朽化しているのはわかるが、売り上げや来場者数が減少している現状から、計画の変更があってもいいのではないかと判断した。また、内部保留をもっと蓄えてから施設整備を行ったほうがよいのではないかと。また、維持費の増加も精査したほうがよいのではないかと。そして、設計委託の受託業者であるプラス・ワン・プランニングの会社概要など、今まで情報の開示がなかった。この業者ありきで話が進んだのではないかと疑念があるとの回答がありました。

以上が付託案件外の審査内容でした。

本委員会の閉会時刻は午後12時10分でした。

報告は以上であります。

平成30年9月18日、競輪特別委員長、安達丈夫。

弥彦村議会議長、武石雅之様。

以上でございます。

○議長（武石雅之さん） ただいま議題となっております補正予算1案件に対する委員長の報告は可決であります。後日、本多隆峰さんほか1名から修正動議が議長宛てに提出されておりますので、これを本案件とあわせて議題といたします。

修正案について説明を求めます。

6番、本多隆峰さん。

○6番（本多隆峰さん） 平成30年9月定例会修正案の説明をいたします。

議案第56号 平成30年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第3号）に対する修正動議を地方自治法第115条の3及び議会規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

競輪場施設整備改修工事費は、平成30年度当初予算で500万円、設計監理委託料50万円が計上され、工事の着工が待たれておりました。その後、6月補正で設計監理委託料として唐突に3,200万円が計上され、来年7月の記念競輪までに完成したいとのことであります。

私は、競輪場の改修には、反対するものではありません。老朽化は理解しております。しかし、30年度上半期も終わる段階で、内容、予算規模において補正予算対応は適切でないと考えます。また、既に任期満了に伴う村長選挙の日程も決まっており、次期村長のもとで必要であれば施策として31年度当初予算での計上が本来の姿であると思われてなりません。

多額の費用を投じ、未来の弥彦競輪がどのようになるのかの全体像、政策理念も見えません。もっと時間をかけ、広く意見を求め、議会側とも議論を尽くしての大改修であってほしいと切に願うものであります。

よって、議案第56号 弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第3号）中、工事請負費及び基金繰入金2億9,500万円の削除を求める修正案を提出いたします。

なお、それ以外の原案には賛成するものであります。

発議者、弥彦村議会議員、赤川幸子。同じく、本多隆峰。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（武石雅之さん） これより修正案と原案について、質疑を行います。

初めに、修正案についてご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（武石雅之さん） 質疑なしと認めます。

次に、原案についてご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（武石雅之さん） 質疑なしと認めます。

続いて、討論に入りますが、その前に休憩をいたします。

再開は11時からといたします。

(午前10時43分)

○議長（武石雅之さん） 再開いたします。

（午前11時00分）

○議長（武石雅之さん） 続いて、討論に入ります。

討論に入ります前に、議長も討論に加わりたいと思いますので、降壇して、副議長に交代したいと思います。

暫時休憩いたします。

（午前11時00分）

○副議長（赤川幸子さん） 再開いたします。

（午前11時02分）

○副議長（赤川幸子さん） 私も討論をいたしたいと思いますので、議長の職を降壇させていただきます。

暫時休憩いたします。

それでは、長老議員であります花井議員から登壇していただき、臨時議長が決定するまでの進行をお願いいたします。

（午前11時02分）

○臨時議長（花井温郎さん） 再開いたします。

（午前11時05分）

○臨時議長（花井温郎さん） 大変お待たせいたしました。

ただいまご紹介いただきました花井温郎であります。

それでは、地方自治法第107条の規定によって臨時議長の職務を行います。皆さん方のご協力をお願いいたします。

ただいま議長並びに副議長が降壇されましたので、仮議長の選出についてお諮りいたします。

仮議長の選出の方法については、投票による方法と指名推選の方法がありますが、自治法第118条第1項の規定による投票の方法で行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（花井温郎さん） 異議なしと認めます。

したがって、これから投票を行います。

議場の閉鎖をお願いします。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（花井温郎さん） 議場の閉鎖が終わりました。

次に、立会人を指名いたします。

立会人は2番、板倉恵一さん、3番、田中満男さんの2名を指名いたします。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。議席において議長の当選人とすべき議員の氏名を投票用紙に記載して、投票を行ってください。

なお、重ねて申し上げますが、所定の投票用紙を用いないもの、2人以上の氏名を記載したものの、他事を記載したものにつきましては、公職選挙法第68条の規定により無効投票とみなしますので、ご承知おき願います。

これより投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（花井温郎さん） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（花井温郎さん） それでは、ただいまから投票を行いたいと思います。

それぞれ氏名を記載してください。

その後、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、議長席に向かって左から右手に回るように進み、順番に投票をお願いいたします。

それでは、ただいまから投票を行います。

事務局長が氏名を読み上げるそうですので、議長席に向かって左から右手に回るように進み、順番に投票をお願いいたします。

〔投票〕

○臨時議長（花井温郎さん） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（花井温郎さん） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

2番、板倉恵一さん、3番、田中満男さん、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○臨時議長（花井温郎さん） 事務局長より結果の報告をいたします。

○議会事務局長（笹岡正夫さん） それでは、ただいまの投票の結果につきまして、ご報告をさせていただきます。

投票総数でございますけれども、9票でございます。これは先ほどの投票の人数と符合いたします。

そのうち有効投票数9票、無効投票数ゼロ票。

その投票の内容でございますけれども、花井温郎議員に7票、本多啓三議員に1票、赤川幸子議員に1票ということでございます。

以上でございます。

○臨時議長（花井温郎さん） 以上のとおりであります。

したがって、花井温郎さんが当選人と決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○仮議長（花井温郎さん） ただいま皆様方のご承知のとおり、仮議長選任の議長選挙が行われた訳であります。それによって私が仮議長に選任されました。これから後のこの案件に対する終了までの仮議長を私が務めさせていただきたいと思っておりますので、何分よろしくご協力のほどお願いいたします。

それでは、最初に修正案に反対者の発言を許します。

板倉恵一議員。

○2番（板倉恵一さん） それでは、修正動議に対する反対意見を述べたいと思います。

平成15年12月弥彦村から、弥彦村競輪事業収支改善計画書が出されております。その中で、記者席、来賓席が充実しておらず、G2及びG3開催のたびに仮設スタンドで対応云々と述べております。それを15年もずっと放置しておきながら、今回常設にするといったら反対になりました。

私は、昨年議会で仮設はもったいない。常設でやったらどうなのかという質問をしました。ただ、その後私の周りからも議会の中でも何の反応もありません。突然今回反対であるとの意見はいかがなものでしょうか。整備の改修工事といえば今度は反対、何なんのでしょうか。施設整備改修計画監理委託料の50万円は、今年3月の予算で提起をしており、また施設整備改修計画監理委託料の増額補正3,200万円と債務負担行為の補正750万円は、今年6月議会で皆さんが承認した金額です。今ほど修正動議の中の意見書で、唐突にという意見がありました。もう既に皆さん、承認を行っております。忘れてるのではないのでしょうか。それとも、わかっていながら反対される。

ミッドナイト競輪も昨年から始まりました。赤字解消、一般会計にも繰り入れられるようになってきました。JKA、自転車競技会は、意欲のある競輪場には力をかすと言っております。村では、今、夜間競輪を行えるように準備を進めております。まだ住民説明の段階には行っていないようなんですが、これからはほかの競輪場でもミッドナイト、それから夜間競輪の参加はふえると予想されます。そのときになっての改修ではもう遅いんです。今、改修しないで、いつやるのでしょうか。

ある人が言っておりました。あえて名称、肩書は略しますが、「村長は来年改選なのに、なあして今ごろすんだや。こんなもん、新年度でやるべきもんだよ」と言っておりました。先ほども言いましたが、6月の議会で皆さんは既に承認をしております。本会議でも全て採択され、全員の賛成をもらっております。

今回の競輪特別委員会では、5対4で原案可決でした。今まで私が経験した中では、委員会で賛成されたが、本会議最終で否決は経験しておりません。委員会といえども、議員の態度表明は

重いと思います。

どうか議員としての、それから人としてのプライドを持って弥彦の村議会議員であっていただきたいというふうに思っております。採決に臨まれますにおいて、修正動議の反対意見といたします。

以上です。（拍手）

○仮議長（花井温郎さん） 傍聴人の皆さん、拍手、あるいはこれはやめてください。

次に、修正案に賛成者の発言を許します。

○7番（小熊 正さん） 修正案に賛成の立場で討論いたします。

私は、さきの競輪特別委員会で公募期間の短い期間に公募されたプラス・ワン・プランニング一級建築士事務所、すばらしい事務所だなというような考えで、補正予算案に賛成いたしました。競輪施設の改修の必要性は、私なりにしなければならぬという理解をしておりました。しかし、審議の中で9月議会で2億9,500万円の補正予算を組み、来年7月までに完成しなくてはならないのか、非常に一抹の疑問を持っていたものであります。

先般、全員協議会で公募型プロポーザルで落札された経緯と、プラス・ワン・プランニング一級建築士事務所、高井さんとの質疑応答をお聞きする中で、弥彦競輪場始まって以来の大改修が果たしてプラス・ワン・プランニング事務所で立派に完成できるのか、大きな疑問を持たざるを得ない結果でありました。

個人事業主で大規模構造物設計監理の実績もない建築事務所が6億円前後とも言われます、また競輪場という特殊な建物である構造物の設計監理がきちんとできるのか、疑問であります。もっと時間をかけ、業界の上部団体からも補助金なり技術指導などを得て、議会と十分な議論を重ね進めるべきとの判断をし、修正案に賛成するものであります。

○仮議長（花井温郎さん） 次に、修正案に反対の方の発言を許します。

柏木議員。

○4番（柏木文男さん） 私は、平成30年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第3号）の歳入、5款繰入金、1目競輪施設等整備基金繰入金1億6,500万円、2目財政基金繰入金1億3,000万円及び歳出の1目事業費の工事費、施設整備改修工事費2億9,500万円の件につきまして、本多隆峰議員ほか1名から提出されました減額修正案に対して、反対の討論をさせていただきます。

弥彦競輪場は皆さんもおわかりのとおり、平成17年12月に株式会社やひこドリームからの施設、サテライト新潟を弥彦村が全面改修をして、そのかわりに弥彦競輪場を無償譲渡いただきました。

以来、施設は大規模改修はほとんど行われておりません。全国の競輪場の中でも施設が貧弱で、現在に至っているのは競輪場に運んでいただいて、ほかの競輪場を見ていただければわかると思っております。ミッドナイト競輪を開催したこと、経費節減に努めたことで、一般会計に繰り入れられる現状が出てまいりました。老朽化した施設を計画いたしましたのはこのためだと私は思っております。新しい施設は観光の拠点として、災害時の避難場所として利用できる施設として、またイベント等を利用する施設として計画をされております。

提出された修正動議の歳出の施設整備改修工事 2 億 9,500 万円を削減すると、来年度また記念競輪が開催されます。それまでに施設は完了することが不可能となります。今年度の記念競輪、仮設スタンドの工事請負費は、4 月 27 日入札、弥彦競輪場観覧席施設工事費 1,382 万 4,000 円で株式会社河村組が落札をいたしております。来年も記念競輪が開催をされます。再び仮設工事を行うこととなると、先ほど言いました 1,380 万円以上の出費がかかることから、修正動議に反対をいたすところであります。

なお、9 月 10 日競輪特別委員会で議員 10 名全員の出席で審議がなされ、採択では 5 対 4 で特別委員会では執行部提出の予算は可決いたしました。村民から選ばれ、負託された議員の議会での賛否は重く、重く受けとめられなくてはならないのではないのでしょうか。競輪特別委員会で採択に賛成をいただいた議員の皆さん、賛成を期待いたしまして討論を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○仮議長（花井温郎さん） 次に、修正案に賛成の方の発言を許します。

田中議員。

○3 番（田中満男さん） 修正案に賛成の立場で賛成討論をいたします。

弥彦競輪場の施設は、確かに古くなってきて、大規模改修は私も必要と思っています。基本的には、大規模改修工事をしなければならないと思っていますが、今議会の一般質問で発言したとおり、近年は入場者の減少が著しい。幸い環境の変化により、本場売り上げよりも場外売り上げ、電話投票、ネット投票が圧倒的に多くなっております。それがほぼ弥彦競輪の売り上げを支えているのが現状でございます。

平成 30 年度売り上げ見込みを見ても 125 億 3,500 万円のうち、本場売り上げは 2 億 9,500 万円で約 2.3% しかございません。そんな現状の中で、平成 30 年、31 年度工事費概要で 6 億円から 7 億円かける示された案の工事が必要なのでしょうか。

今 9 月定例会の一般質問でも行いましたが、グラウンド設計に対しても現状に即した変更が必要ではないかとお聞きしましたが、村長は全くその考えはないと即答されました。私は、今の弥彦に沿った、身の丈に合った大規模改修にすべきであると思います。

また、平成 29 年 2 月 3 日おもてなし広場の工事の件で、申請額 50% の国庫補助金約 1 億 2,700 万円の内示があり、2 月 6 日に専決処分を決定し、3 月の定例議会に報告されました。

観光施設事業費として 1 億 2,400 万円を起債し、議会はもめ、当時の青木副村長は、今後は事前にお知らせをすると。小林村長も重要案件については、丁寧な説明をされると言われておりました。今回は聞かれなかったから言わなかったと、それが丁寧な説明とは到底思えません。その丁寧な説明もなく、1 社のみプロポーザル方式で代表者、高井氏 1 人のみで行っているプラス・ワン・プランニングさんに競輪場の大規模改修工事の設計監理委託をしている。大丈夫なんですか。

委員会などでもっと検討し、例えばゴール前に今ある特別観覧席及び中央観覧席に併設するようにロイヤル棟、記者席を設けるとか、車券売り場窓口を現在の半分以下にするとか、いろいろ

意見はあると思います。また、多目的ホール、緊急避難施設は現在近くにあるし、要らないのではないかなど、今一度議員も含め、議論、討論し、検討し、改修工事にかかわるべきだと思います。

今の弥彦競輪の現状及び将来の競輪事業を見据え、本村財政状況、本場売上状況、ネット環境の動向など、ソフト関連ももっと検討し、本村の事情に即し、身の丈に合った大規模改修工事にしていくべきだと思います。

これらの経緯から、原案には反対し、修正案に賛成いたします。

以上です。

○仮議長（花井温郎さん） 次に、修正案に反対の方の発言を許します。

○10番（武石雅之さん） それでは、私から修正案に反対の立場で討論をさせていただきます。

弥彦競輪場は、弥彦村にとってどれだけ貢献をしてきているか、そしてまたこの先もまだまだやり方、使い方によってはどんどん弥彦村のために働いてくれると思います。その中で、村長は新しい形をどんどん取り入れようとされて、この案ができてきたと思いますけれども、私も議長の立場で議会活動の中で、全国競輪主催地議会議長会という全国的な会がありまして、年間で2回ないし3回、全国の競輪施行者の所属する、町もありません。ほとんど市ですね。何々市という競輪場の議長さんが集まる訳であります。村とついているのは弥彦村だけです。

その中で、数十万人、100万人の人口を持つ市の皆さんと同一な形で相手にしていただいて、いろんな話を聞かされたり、設備のこともいろいろ聞かされたり、勉強させてもらっている訳でございますが、たまに弥彦競輪をこの間私行ってきましたけれども、大変ですねというふうな声かけを受けることもあります。何が大変かということをお聞きすると、あれだけ老朽化した競輪場は、もうほかにはないんじゃないですか。早く修繕しなければ、せっかくお金をためて競輪に来て遊ぼうという人は、そんな幾ら来ようと思っても、見たところが悪いと、何だ、こんなところかと帰ってしまわれるということは往々にあると思います。

ちなみに、今年の記念競輪のときに、NSTですか、テレビ局が弥彦の競輪場に今人気になっている何とか何とかという若い女の子をテーマで取り入れたところ、今まで弥彦競輪にそんなことは来たこともない、見たこともない、若い男の人、女の人、若い世代の人たちがびっくりするほどたくさん集まってきましたということを競輪場で案内している人からお聞きしました。

そのぐらい形を変え、趣を変えやっつけていかなければ、せっかく団塊の世代の人たちがこれからどんどんふえて、時間と金をもてあますという時期になっても、誰も来なかったら何もならない。そういうことをしてはならない。早くにそれを皆さんに取り入れられる形にしなければなりません。そういう意味合いで村長はいろいろ動き回っていただいている訳です。

そういう事あるごとに、最後のところでだめにしてしまわれることはいかななものかと。今回も委員会では、先ほど報告がありましたように、村長提案に対して賛成の決定になっておる訳でございます。そのとき賛成に回られた人の中に、まさか今回最終的な決着をつけるところで反対に回るような人はいないと思いますけれども、もしまだ決まっていなかったら考え直してもらい

たい。それはおかしいことなんです。そんな議員の中にそんな方がおられるというのは、本当にそれは間違いなく、そういうことをやってはいけなないと考えていただきたい。それをお願いいたしまして、もう一回頭を洗い直して、弥彦のためになる方向にこれを決断をしていただきたいとお願いいたします。

以上です。（拍手）

○仮議長（花井温郎さん） 次に、修正案に賛成の方の発言を許します。

赤川議員。

○9番（赤川幸子さん） 修正案の発議提案の一人として、賛成の立場で討論をいたします。

私は、弥彦競輪場施設の老朽化は理解しており、近い将来、大改修は避けて通れないものと思っております。しかし、弥彦競輪の存続をも左右されかねない大事業を9月議会で補正での予算提案には違和感がありました。来年早々に改選される次期村長のもとで31年度当初予算での予算計上が本来の予算提案だろうとの認識であります。

本多隆峰議員による修正案の提案説明が全てを語っております。もっと時間をかけ、議会側とも丁寧なる論議を尽くしての大改修を強く望むものであり、修正案に賛成いたします。

なお、それ以外の原案については賛成いたします。

以上です。

○仮議長（花井温郎さん） ほかに修正案に対して、討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○仮議長（花井温郎さん） ございませんか。

続きまして、修正部分を除く原案に対する討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○仮議長（花井温郎さん） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

まず、本多隆峰さんほか1名から提出された修正案について、賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立多数〕

○仮議長（花井温郎さん） 起立多数と認めます。

したがって、修正案は可決することに決しました。

これで、この問題に対する採決は終わりましたので、仮議長席を交代させていただきます。ご協力ありがとうございました。

（午前11時23分）

○議長（武石雅之さん） 再開いたします。

（午前11時25分）

○議長（武石雅之さん） ただいま修正議決した部分を除く原案については、修正部分を除く原案のとおり決定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武石雅之さん） 起立全員と認めます。

したがって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（武石雅之さん） 次に、日程第12、発委第1号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書を議題といたします。

本案件につきましては、提出者総務文教常任委員長、本多隆峰さんから提案されております。これより提案者から趣旨説明をお願いいたします。

6番、本多隆峰さん。

○総務文教常任委員長（本多隆峰さん） 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書。

今日、全国では約3割の高校生が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしています。

平成22年度より私立高校生への就学支援金制度が実施され、平成26年度には制度に見直しによって加算支給額の増額および加算支給対象世帯の拡大が行われました。これに新潟県独自の学費軽減制度が加わり、学費の負担は、一定に軽減されました。しかし、国・県の学費軽減の支援を受けることができる年収910万円未満世帯では、初年度納付金負担が約17万から46万円（新潟県平均額・年額）残ります。こうしたなか、昨年12月、政府発表の「新しい経済政策パッケージ」には、年収590万円未満世帯の私立高校授業料の実質無償化が記されており、その政策の一日も早い実現が強く求められます。

また、新潟県では全教員に占める専任教員の割合は、公立高校では約8割を占めています。それに対し私立高校は、経常経費への助成が不十分なため、約6割にとどまっているのが現状です。専任教員の増員など教育条件の向上をはかるには、経常経費への助成のいっそうの増額が不可欠です。

政府ならびに国会におかれましては、未来を担う私立高校生の教育の充実をはかるため、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

記。

1、私立高校生への就学支援金制度を拡充すること。

2、私立高校への経常費助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年9月18日。

新潟県西蒲原郡弥彦村議会。

提出の理由。

意見書の採択願いを採択したので、意見書を提出するものです。

提出先。

内閣総理大臣、安倍晋三様。文部科学大臣、林芳正様。財務大臣、麻生太郎様。総務大臣、野田聖子様。衆議院議長、大島理森様。参議院議長、伊達忠一様。

続きまして、県に対する意見書であります。

学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書。

新潟県では、高校生の2割は私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしています。

平成22年度より私立高校への就学支援金制度が実施され、平成26年度には制度の見直しによって加算支給額の増額及び加算支給対象世帯の拡大が行われました。これに新潟県独自の私立高校生に対する学費軽減制度が加わり、学費の負担は一定に軽減されました。しかし、国・県の学費軽減の支援を受けることができる年収910万円未満世帯では、初年度納付金負担が約17万から46万円（新潟県平均額・年額）残ります。こうしたなか、昨年12月、政府発表の「新しい経済政策パッケージ」には、年収590万円未満世帯の私立高校授業料の実質無償化が記されており、その政策の実現とあわせて、県独自の学費軽減制度のいっそうの拡充を進めれば、公私間の学費格差は大きく縮まることとなります。

また、私立高校の経常経費に対する助成は「経常経費2分の1以内」に限定されてきたために、とりわけ教育条件において公私との格差が生じています。全教員に占める専任教員の割合は、公立高校が8割を占めるのに対し、私立高校は約6割にとどまっており、不足分を常勤講師などに期限付きの教員で補っているのが現状です。教育はその継続性が求められ、とりわけ私立高校には「建学の精神」に基づく独自の教育がおこなわれており、その学校独自の伝統を継承していく必要から専任教員の増員は不可欠です。専任教員の増員など教育条件の向上をはかるため、経常経費に対する助成のいっそうの増額が求められます。

新潟県におかれましては、未来を担う私立高校生の教育の充実をはかるため、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

記。

- 1、私立高校生への県独自の学費軽減制度を拡充すること。
- 2、私立高校への経常費助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年9月18日、新潟県西蒲原郡弥彦村議会。

提出の理由。

意見書の採択願いを採択したので、意見書を提出するものです。

提出先。

新潟県知事、花角英世様。

以上であります。

○議長（武石雅之さん） 発議第1号について、ご質疑があれば、これを許します。

ご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（武石雅之さん） 質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（武石雅之さん） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。ただいま議題となっております発委第1号について、提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武石雅之さん） 起立全員と認めます。

したがって、発委第1号は、提案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議員派遣の件について

○議長（武石雅之さん） 次に、日程第13、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付いたしました内容で議員を派遣することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（武石雅之さん） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付した内容で議員を派遣することに決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）の調査について～厚生産業常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査について

○議長（武石雅之さん） 次に、日程第14、議会運営委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）の調査についてから、日程第16、厚生産業常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査についてまで、以上3案件を一括して議題といたします。

このことにつきましては、議会運営委員長並びに各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がなされております。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（武石雅之さん） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（武石雅之さん） 以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

これをもって9月定例会を閉会いたしたいと思いますが、閉会前に村長からご挨拶をお願いいたします。

村長。

○村長（小林豊彦さん） 平成30年度第5回9月定例会のご審議いただきましてありがとうございます。ありがとうございました。

ただいま執行部から出しました競輪事業につきましての補正予算、否決いただきました。私としては、いろいろ言いたいことがあります。しかし、決定されたものはどうしようもない。

それから、もう一つ本多啓三議員から全員協議会の場で、村長について反論権がないというご指摘をいただきました。弥彦村はないんです。ですから、議会にひとつお願いしたいのは、弥彦村議会条例を制定されて、その中で執行部の反論権、反問権についてもきちんと明記していただきたい。そうでなければ実りある議論はできませんというふうに思っております。

したがいまして、お礼の挨拶としまして、私が今議会及び平成27年3月議会からずっと村長として答弁させていただいた中での感想と疑問と意見を私のお礼の挨拶として、少しお話しさせていただきたいと思います。

今度の競輪事業特別会計補正予算につきまして、ご議論いただいて、それから9月14日の全員協議会でご議論いただいて、本日本会議でまたご議論いただきました。

そのときに私は一つのことを思い出しました。それは4月23日、4月24日、弥彦体育館と弥彦村農村環境改善センターで行われました住民説明会のことであります。特に24日の弥彦村農村環境改善センターでの住民説明会では、私はすばらしいものであったというふうに思っています。

この住民説明会は、議員よくご存じのように弥彦村村有地をある団体が入札で落札して、そのバッグには思想団体、インドの団体がついているというのがわかりまして、全面的にその場では弥彦村がだめになるということで反対し、住民説明会で村民の皆様のご意見を伺いました。

この中に24日の村民説明会、7時から約10時近くまで熱心な審議がやられましたけれども、それに出ておいでになった方もおいでになると思います。すばらしかったですよ。私はあのときに弥彦村長としてに対して誇りを持ちました。村民の皆さんの意見は、感情的にならず論理的で、しかも村民の情緒に訴えるすばらしい意見が全てでありました。

私自身がこれだけ弥彦村を思っている方がいるなというのは、先ほど申しましたように感激しましたし、同時に当日、24日、サイババ問題で私に協力してやっていただきました日本経済新聞社会部の出身の弁護士、当日見に来ておられました。帰るときに、こんな村は初めて見ましたと、すばらしい村ですねと激賞して帰られました。

そのときの印象とこれまでの弥彦の議会、特に今度の件もそうですけれども、皆さんには、議会には競輪場外部監査については6回否決されています。それ以外おもてなし広場で1回、今度の競輪特別委員会、これも1回です。ご議論を聞いているとき、14日の全員協議会のときに最後に、この事業が誰のためであって、否決されたら誰が得するんですかということで、よくお考えになって採決いただきたいというふうに申し上げました。本多隆峰議員、赤川幸子議員、田中満男議員、本多啓三議員、反対されました。皆様がこれは村のためにならないということで反対された、よくわかりました。皆さんがそう思うことについて、私としては何も申し上げられません。

ただし、私も村長を3年半やっております、新潟県の首長さん、それから議会関係の皆さんとかなり親しい方も出てまいりました。その方たちは、弥彦村というのは一体どうなっているんだというお話をよく質問されます。今回についても、先週の土曜日ですか、さくらの湯に疲れたので、女房と参りましたけれども、そのときに顔見知りの燕の市会議員から、あの競輪事業特別委員会の内容は一体どういうことなのという質問をお受けしました。

それまで、いろいろ先ほど申しました否決がありましたときにこういうふうに申し上げてきました。議員さんの中には、私がやることについて全て反対でいらっしゃる方がおいでになると思います。それは仕方のないことです、議会ですからということで申し上げてきましたけれども、ただ私自身皆さんよくご存じのとおり、日本経済新聞の新聞記者出身でございます。新聞記者というのは、私自身が自分なりに体得していることは、いろいろな事象、全く関係のない事象について、共通点がどこかにないかというのを調べて、本当の真実を明かしていくとか、表面化させていくのが私の仕事でありました。

今回もさっき言いましたように8回否決を受けていますけれども、どこかで共通点がないのかなということで、いろいろ私なりに分析させていただきました。

これからは、先ほど冒頭に申し上げましたように私の疑問であり、感想でありということです。皆さんがよくおやりになることですけれども、一つ共通点があります。それは誰かそれを否決することによって、利害関係から出てくる方が必ずいたということです。

例えば、おもてなし広場、ちゃんとして一括でやって、ちゃんとしたので入札でやったのに否決されました。否決されたことによって、誰かかわりに得をする方が出ておいでになる。それから、もう一つ今回も同じです。否決されたことによって、どなたかが利益が出てくる。何か。これは議会でも全員協議会でも申し上げました。弥彦村記念競輪仮設観覧席、平成18年に弥彦競輪場が弥彦村有地となって以来、今年までの12年間、全て1者の業者が落札しておいでのになりました。実際に入札やっていますので、法的には全く問題がないと思います。

ただし、仮設事業の入札においては、資材関係が1回落札すれば、その資材を普通の常識で言えば使い回します。ところが弥彦村は平成18年から平成27年、私が村長になるまで、入札に対して、入札価格の背景となるコスト計算書、この提出を義務づけておりませんでした。平成27年度から私が村長になってから、落札価格、入札価格に対して一人人件費が幾らとか、資材費が幾ら

とか、義務づけるようになりました。

普通の関係がもし村が公平な入札を行おうとするならば、使い回しができるような資材を1者の方がずっと落札し続けることは非常に不公平であります。もし公平な入札行為をしようと思われましたら、資材を村で購入して、買って、それを貸し付ける。条件が一緒になります。誰か必ず得する方が出てくる。しかも全部お金が絡んでいます。1億円とか、1億円以上のお金です。それが弥彦村が議会が否決した8件について、競輪の外部監査契約はもうちょっと違いますけれども、根底は私は同じだというふうに思っております。

これをどうするかというのは、議会のほうでそう思うと言われたら、私としては反論できません。できれば次の来年の地方統一選挙で、この1点だけを争点にして選挙をやっていただきたいということが私の願いであります。

この競輪事業については、私は絶対に必要と、もう少し時間をかけると、これはおもてなし広場のときの議論と全く同じであります。だから、いろいろな質疑があつて、皆さん、本多啓三議員、本多隆峰議員、あれやったってうまくいかないよと、非常に疑問に思うよと言っておいでになりました。現実いかがですか。あれだけたくさんの方が来ている。しかも利益が出ています。2件だけ、私が聞いて少しつらいところがあるという情報は入っていますけれども、ただそれは始まったばかりなんです。弥彦村は、新しい人の流れができたというふうに言われております。そう言われても俺はそう思わんとと言われたらそれでおしまいなんですよ。主観に対して主観では議論はできません。

そういう議会運営について、是非弥彦村としては改革していただきたいというのがこれまでの村議会で私が受けた一番の教訓であります。

以上です。ありがとうございました。

○議長（武石雅之さん） ありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（武石雅之さん） 最後に、議長から一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会9月5日から18日までの14日間、大変ご苦労さまでした。

村長より提案された平成29年度一般会計及び特別会計・企業会計の決算認定8件、条例改正2件、条例制定1件、平成30年度一般会計及び特別会計の補正予算5件、人事1件、規約変更1件の18案件の審議を行い、競輪事業特別会計補正予算以外については原案通り全会一致で可決となりましたが、競輪事業特別会計については、10日の特別委員会において多数決で賛成した案件に対し、本日の本会議に修正動議が提出され、討論・採決の結果、修正動議が可決という結果になってしまいました。10日の特別委員会時に委託予定の業者に対する質問が多く出され、直接に面談したいとの要望が出たことを受け、14日に全員協議会を開き、1級建築士事務所の代表においていただき、疑問点の説明をいただきましたが結果的に徒労となってしまいました。

この件に関しまして日程が詰まっていた面もありますが、議員への説明のタイミング、事業内

容の説明のやり方等、議会運営の問題点について十分に見直しを行い、改善させていただきます。
時節柄、寒暖の変化がきつくなります。体調の管理怠りなくお過ごしください。
本日はどうもご苦労さまでした。

◎閉会の宣告

○議長（武石雅之さん） 以上で、平成30年第5回弥彦村議会9月定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

（午後 0時18分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 武 石 雅 之

副 議 長 赤 川 幸 子

臨 時 議 長 花 井 温 郎

仮 議 長 花 井 温 郎

署 名 議 員 赤 川 幸 子

署 名 議 員 本 多 啓 三